

# 令和7年度富山県医学生等修学資金貸与生

## (獣医学生関係) 募集要領

「富山県医学生等修学資金貸与条例」の規定に基づき、次のとおり令和7年度貸与生を募集します。

### 1 修学資金貸与制度の概要

#### (1) 貸与の目的

富山県内の厚生センター、家畜保健衛生所その他の行政機関（以下「厚生センター等」という。）に勤務する獣医師である職員の確保を図ることを目的とする。

#### (2) 貸与対象者

次のいずれかに該当する者であって、将来、富山県内の厚生センター等に勤務しようとする者

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）の学生であって、獣医学を専攻する者（教養課程在籍者を含む。以下同じ。）

イ 学校教育法に規定する大学院（以下「大学院」という。）の学生であって、獣医学を専攻する者

#### (3) 貸与の方法

貸与開始の月から、大学を卒業又は大学院の課程を修了する日の属する月まで、無利子で月額40,000円を貸与する。

#### (4) 返還の猶予

次のいずれかに該当する場合には、申請により返還を猶予する。

ア 大学を卒業し、又は大学院の課程を修了した後、獣医師の免許を取得するまでの期間（2年を限度とする。）

イ 免許を取得した後、直ちに厚生センター等の職員となったときは、その在職する期間

ウ 獣医師の免許を取得し、又は大学院の課程を修了した後、引き続き臨床研修を行う場合は、その臨床研修期間（2年を限度とする。）

#### (5) 返還の免除

次の場合には、申請により返還を免除する。

獣医師の免許を取得した後、直ちに厚生センター等の職員として勤務し、修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間を在職した

場合

なお、上記期間に達しない場合でも厚生センター等に3年以上勤務した場合は、修学資金の一部の返還を免除する。

(6) 返還

次のいずれかに該当する場合には、修学資金を返還しなければならない。

ア 大学を卒業し、又は大学院の課程を修了した日から2年以内に獣医師の免許を取得しなかった場合

イ 獣医師免許の取得又は大学院の課程の修了の後、直ちに厚生センター等の職員とならなかった場合（県職員採用試験において、不合格となった場合を含む。）

ウ 厚生センター等の職員でなくなったとき

2 申請書類の提出

(1) 申請書及び添付書類

ア 修学資金貸与申請書（様式第1号）

\*「予定連帯保証人」は、2名とし、そのうち1名は親族、原則1名は富山県内に住所を有する者とする。

\*富山県外出身者で、県内に「予定連帯保証人」に適当な者がいない場合は、県外に住所を有する者とする。

イ 令和7年4月現在、在学している大学長又は学部長の推薦書（様式第2号）

ウ 学業成績証明書（1年生は最終学歴の学校の発行するもの、2年生以上は在学している大学の発行するもの。）

エ 面接票

(2) 提出期限

令和7年 7月4日（金）必着

3 貸与生の決定

書類の審査及び面接（令和7年8月中旬実施予定。書類審査の後、申請者に連絡する。）による選考のうえ、決定する。

4 書類送付先

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1-7  
富山県厚生部生活衛生課

TEL. 076-431-4111（内線2746）

076-444-3230（直通）